

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第8号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第8号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年2月8日

健康福祉局

議案第 8 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 の制定について

1 条例改正の背景

博物館法の一部改正

2 条例の主な改正内容

上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 2 9 条」→「第 3 1 条第 1 項」

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号 (清純な施設環境が著しく害されるおそれがある施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館 (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院 (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの</p> <p>2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。</p>	<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号 (清純な施設環境が著しく害されるおそれがある施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館 (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院 (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの</p> <p>2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。</p>